

〒847-0814  
サガケンカラヅュミタカマチ1512-2-2カイ

カラツカンセイカイ 御中

|||||

10205-00101231

# 12500067

裏面も

ご覧ください

差出人・返還先 AD:D

〒847-8601

佐賀県唐津市千代田町2109の46

唐津税務署内 AD:D(発送代行業者)

※ 税務署から送付される他のご案内と重複する内容が含まれている可能性  
がございます。何とぞご容赦ください。

令和5年5月  
国税庁

## 消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）について 税制改正により、負担軽減措置が設けられました。

日頃から税務行政についてご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から開始される消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）につきましては、令和5年度税制改正により、新たに負担軽減措置などが設けられました。

すべての事業者の方に関係するものとなっていますので、令和5年度税制改正に関するリーフレットを送付させていただきます。また、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」には、様々なコンテンツをご用意しておりますので、裏面をご参照の上、ぜひご覧ください。

すでにインボイス発行事業者の登録を受けている方やこれから登録を受ける方へ

### インボイスの発行には準備が必要です。

#### ● 取引先との情報共有

インボイス発行事業者の登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて準備を行いましょう。

#### ● インボイスの発行準備

インボイスには、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。

また、その交付方法なども検討しましょう。

### 登録を受けると、消費税の確定申告が必要です。

消費税申告のためには、請求書等の保存や取引等を税率ごとに区分して記帳すること等が必要です。税務署では、個人の新規課税事業者の方や、日々の取引の記帳方法や決算等がわからない個人事業者の方のために、説明会や記帳指導等を実施しています。

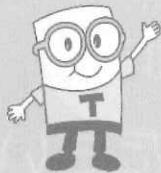


### 個人事業者の方の消費税の申告は確定申告書等作成コーナーが便利

- 簡易課税制度又は「2割特例\*」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されるほか、青色申告決算書・収支内訳書の内容等を引き継いで、消費税の確定申告書を作成できるため便利です。
- 作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン等があればe-Taxを利用して提出できます。



\* 「2割特例」については同封リーフレットのポイント1をご覧ください。



# 令和5年10月1日から インボイス制度が始まります！

## インボイス制度ってなに？

まずはインボイス制度を知りたい！という方向けに、ご活用いただけるコンテンツをご紹介します

詳細は  
こちら



## フワちゃんと学ぼう！インボイス制度

インボイス制度について、わかりやすく動画で解説しています。

## インボイス制度や消費税を知りたい方向けの「免税事業者向けリーフレット」

インボイス制度に関する疑問点や消費税の基本的な仕組みをまとめています。



国税庁

## 登録を受けるべきか悩んでいる…

制度の内容は理解したけど、登録を受けたほうがいいのか分からぬ方へ

詳細は  
こちら



## 「インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート」

インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの基本的な項目をまとめています。

## 登録要否相談会について

登録の要否を検討されている免税事業者の方を対象に、税務署で事業者の皆様それぞれの状況に応じた個別のご相談ができる登録要否相談会を開催しております。

## インボイス制度に関わる関係省庁等の相談窓口について

インボイス制度に関連する補助金や、インボイス制度と下請法・独占禁止法との関係などのご相談についても、関係省庁等のコールセンターや相談窓口で承っています。

## 税理士による無料オンライン相談等の相談先紹介窓口のご案内

免税事業者の方のインボイス制度に関する相談内容に応じて、税理士による無料オンライン相談など、各種相談先を紹介する窓口を開設しています。（中小企業庁補助事業）

## 登録の仕方を教えて！ 登録しようと決めた方へ

登録通知が届くまでの期間の目安はこちら



詳細は  
こちら



## 登録申請が必要です

登録を受けるためには、登録申請が必要です。申請後、登録番号が記載された登録通知が届きますが、登録通知が届くまでには、一定の期間を要します。制度開始時から登録を受ける場合には、令和5年9月30日までに申請してください。

## 登録申請はe-Taxが簡単・便利！

e-Taxでは、表示される質問に答えるだけで申請ができます。また、e-Taxで申請すると、書面で申請書を提出した場合に比べて登録通知を早くお届けします。登録通知を電子データで受け取れば、紛失の心配もありません。

インボイス発行事業者の登録を受けるかは、任意です。

ご自身の事業実態や消費税申告の事務負担、納税負担等を踏まえてご検討ください。



国税庁（法人番号 7000012050002）

# インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月



おさえていただきたい

## 4つのポイント

ポイント  
1

免税事業者からインボイス  
発行事業者になられた方

納税額を売上税額の  
**2割**に軽減

詳しくは、P2

ポイント  
2

一定規模以下の事業者の方

1万円未満の取引、  
インボイス保存**不要**

詳しくは、P3

ポイント  
3

すべての事業者の方

1万円未満の値引き等、  
返還インボイス交付**免除**

詳しくは、P3

ポイント  
4

これから登録される  
免税事業者の方

**登録希望日**に  
登録が可能に

詳しくは、P4

重要

インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の要否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、  
必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。  
ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて  
紹介しております。



ポイント  
4

## インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し



(詳細はこちら)

### 見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である**令和5年10月1日**から登録を受けることが可能です。

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされます。

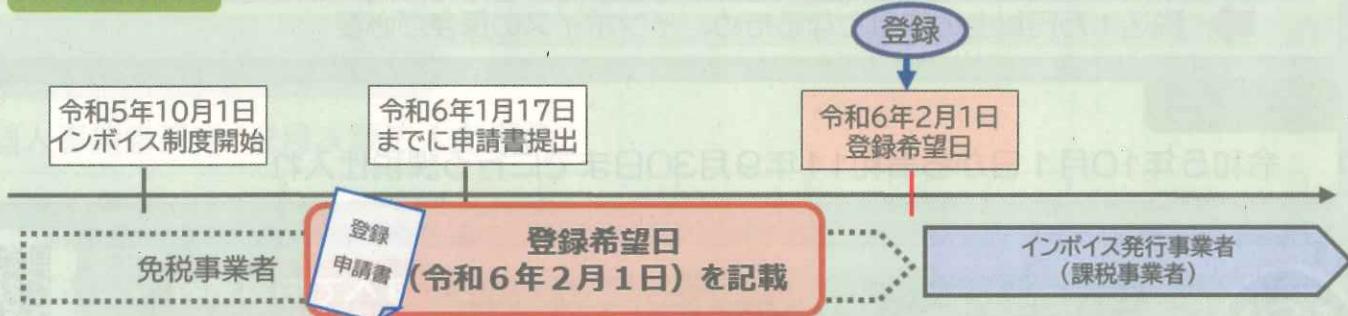
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、**申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載**しております。

### 見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

#### 具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

### 見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から**登録**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで
- 翌課税期間初日から**取消**の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで

## インボイス制度に関するお問合せ先

### インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続に関すること、Q&Aなどを掲載しています。



特設サイト

### インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

(個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします)



国 税 庁

[法人番号]7000012050002